

消防危第345号
令和6年12月9日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長
(公印省略)

危険物規制事務に関する執務資料の送付について

危険物規制事務に関する執務資料を別紙のとおり送付しますので、執務上の参考として
ください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処
理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出
するものであることを申し添えます。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

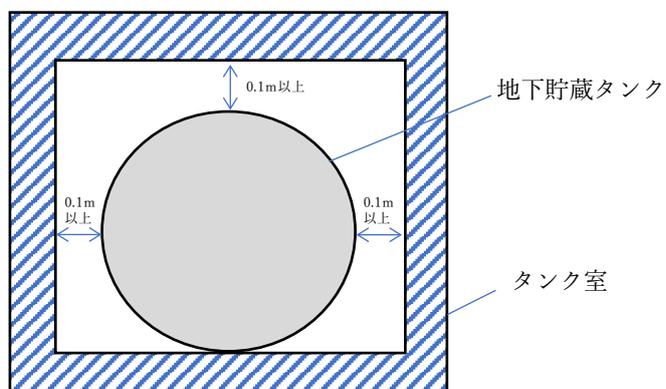
担当：三宅、渥美、小澤、宇野

TEL：03-5253-7524

mail：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

問 危険物の規制に関する政令（以下「政令」という。）第13条第2項において、その例によることとされる政令第13条第1項第2号の規定については、次に掲げる要件を満たす場合、政令第23条の規定を適用し、「地下貯蔵タンクとタンク室の内側との間」のうち、地下貯蔵タンクの底部とタンク室の内側との間に設ける間隔は、0.1メートル未満としてよいか。

- (1) 第4類の危険物の二重殻タンクをタンク室に設置すること。
- (2) 「地下貯蔵タンクとタンク室の内側との間」のうち、地下貯蔵タンクの底部以外の部分とタンク室の内側との間については、0.1メートル以上の間隔を保つこと。



答 差し支えない。